

札幌市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例案

令和 5 年（2023 年）11 月 29 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

札幌市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

(1) 題名を次のように改める。

札幌市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

(2) 本則中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に改める。

(3) 第 1 条中「売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）第 12 条第 1 項」に改める。

(4) 第 2 条第 1 項中「社会福祉事業に関する熱意及び能力」を「女性の人権に関する高い識見と専門性」に改め、「において」の次に「入所者の置かれた状況に応じた」を加え、同条第 2 項中「受け、又は暴力団員と密接な関係を有してはならない」を「受けてはならず、また、暴力団（同条第 1 号に規定する暴力団をいう。）を利することとならないよう、暴力団の排除（同条第 3 号に規定する暴力団の排除（事業活動に係るものに限る。）をいう。）を行わなければならない」に改める。

(5) 第 5 条第 1 項中「を立てておかなければ」を「（第 17 条第 4 項において「非常災害計画」という。）を策定しなければ」に改める。

(6) 第 19 条を第 22 条とし、第 18 条を第 21 条とする。

(7) 第 17 条中「婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、母子・父子福祉団

体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、」を「女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センター、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び」に改め、同条を第20条とする。

(8) 第16条を第19条とする。

(9) 第15条第5項中「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければ」に改め、同条を第18条とし、同条の前に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第17条 女性自立支援施設の設置者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設の設置者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

(10) 第14条の見出しを「(食事の提供)」に改め、同条第1項中「給食の」「食事は、」に、「は、栄養」を「について栄養」に改め、同条を第16条とし、同条の前に次の1条を加える。

(自立支援等)

第15条 女性自立支援施設の設置者等は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に

関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設の設置者は、入所者の個の尊厳を保ち、本人の心身の状況、意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設の設置者は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(11)第13条を削る。

(12)第12条中「として4人以下」を「1人」に改め、同条に次の1項を加える。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、居室の1室の定員を2人以上とすることができる。

(13)第12条を第14条とし、同条の前に次の1条を加える。

(秘密保持等)

第13条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設の設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(14)第11条第4項第1号ア中「4.95平方メートル」を「おおむね9.9平方メートル」に改め、同号イ中「共同廊下」を「廊下」に改め、同条を第12条とする。

(15)第10条中「能力と熱意」を「に当たって女性の人権に関する高い識見と専門性」に改め、同条第1号中「更生保護事業」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する活動」に改め、同条を第11条とする。

(16)第9条の見出しを「(職員配置の基準)」に改め、同条第1項中「は、施設長、入所者を指導する職員、医師、調理員その他施設の業務を行うために必要な職員を置かなければならない」を「置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする」に改め、同項ただし書中「調理員」を「第3号の職員」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 施設長 1

(2) 入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員 2以上

(3) 栄養士又は調理員 1以上

(4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上

(5) 事務員 1以上

(6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

(17) 第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

(18) 第6条第2項中「売春防止法第34条に規定する婦人相談所」を「市長」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条 女性自立支援施設の設置者は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び第17条第4項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設の設置者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（理 由）

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定等により、婦人保護施設が女性自立支援施設とされ、国において新たに当該施設の設備及び運営に関

する基準が定められたことに伴い、本市における当該施設に係るこれらの基準を定めるため、本案を提出する。